

第四百十五回国 参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十一年三月二十六日(金曜日) 午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 野間 越君
理事 岩永 浩美君
三浦 一水君
和田 洋子君
須藤美也子君
村沢 牧君

委員

岸 宏一君
国井 正幸君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
長峯 基君
森下 博之君
小川 敏夫君
久保 亘君
郡司 彰君
風間 昶君
大沢 辰美君
谷本 巍君
阿曾田 清君
石井 一二君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 威男君

参考人

全国農業協同組合中央会常務理事 高野 博君
東洋大学経済学部教授 服部 信司君
主婦連合会参与 甲斐 麗子君

日本農民組合新 吉崎 春治君
潟県連合会執行 委員

本日の會議に付した案件
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野間越君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、東洋大学経済学部教授服部信司君、主婦連合会参与甲斐麗子君、日本農民組合新潟県連合会執行委員吉崎春治君、以上四名の参考人の方々から御意見を拝聴いたしたいと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の本案審査の参考にさせていただきますと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより順次御意見を述べさせていただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見を述べいただく時間は、議事の都合上お一人十分以内とし、その順序は高野参考人、服部参考人、甲斐参考人、吉崎参考人としたいたします。すべての方の御意見の開陳が済みました後、委

員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。それでは、高野参考人からお願ひいたします。高野参考人。

○参考人(高野博君) 御紹介いただきました高野でございます。改正法案の内容となっております件につきまして、意見を述べさせていただきますと思ひます。

最初に、組織協議の経過につきまして御報告申し上げます。

一昨年、つまり平成九年の十月に私ども、第二十一回の大会を行いました。ここで課題提起を行いました。一つは、まず食料・農業・農村に関する基本法の成立を目指したい、この国民合意を踏まえて次期WTO交渉に臨みたいということでございます。二番目は、平成十一年三月、つまり現時点でございますが、交渉再開までもう残り一年でございますので、現時点までには次期交渉に臨む基本方針をつくりたい。そのときに、特例措置でいくのか関税措置でいくのか、どちらかによって交渉方法が大きく違ってまいりますので、その本音の議論を終了したいということをご提案して、了承されたわけでございます。

これを受けまして、前段、基本法の成立に全力を挙げてきたわけですが、昨年の九月に調査会の結論が見えてまいりましたので、直ちに専門委員会を設置しまして、そこでWTO次期交渉に臨む方針を協議してきたわけでございます。

九月二十二日に、これは米以外の全部を含む交渉全体の枠組みとそれに臨む方針について協議いたしました。組織に一万五千部の資料を配付して協議してまいりました。それから、十一月五日には、さらに絞って、米の特例措置と関税措置の問題につきまして協議し、これも一万九千五百部の資料を組織内に配付して協議をしてきたわけでございます。以降、同じ十一月十二日に理事会

に諮りまして、さらに二十六日に農業対策本部委員会、これは全国の県の中央会の会長が構成メンバーでございますが、ここで米の特例措置について組織協議を十二月十四日までに行いたいという提案をいたしました。了承を得たわけでございます。

大変短い期間でございますが、全県で組合長會議が一、二回開催されました意向の集約が行われましたが、協議の中で、協議期間が短いという批判はかなり出されました。この点は深く反省して、別の提案があるというようなこともございせん。別の提案があるというように、十二月十五日に再度、農業対策本部委員会を開きまして、前提条件が満たされればその対応について会長に一任するという結果になったわけでございます。これを受けて、十二月十七日、外交交渉に直接臨む政府等とも協議いたしました。全中としての考えを決めた、こういう経過でございます。

次に、私たちが判断いたしました内容についてでございますが、初めに、私どもは、次期交渉に臨む全体の基本姿勢をはっきりすべきだと、米だけを取り出した議論には反対でございます。

その点につきましては、恐縮でございますが、お手元に私どもの資料を出してございます。これの四ページに資料一ということで、私たちの主張の基本方向、「主張の要点」、「要求する項目」と書いてございます。

結論だけ申し上げますと、「要求する項目」の①、②にございますが、食料の純輸入国が、食料安全保障並びに農業の多面的機能を発揮させる観点から、国内法体系で定めた一定規模の国内生産を確保するための政策対応が協定の新たなルールとして確立されることを要求していきたい。それから、②といたしまして、国土・環境保全地域、

つまり中山間地域の機能を維持するための農業生産支援政策が新たなルールとして承認されるよう、それを求めて次期交渉に臨みたいというのが私どもの全体の結論でございます。

中間整理でございますが、目下、協議を継続中でございますが、そういう中間整理に基づきまして、それではさらに絞って、米のミニマムアクセスについてどうするかということでございます。

これにつきましては私どもの見解は、一つは、私たちは現在三五%の生産調整を実施しているわけでございまして、そういう状況下で無理やり米を輸入させられる、そういう仕組みには基本的に反対でございます。しかし、現在、国が批准している協定では、米の最低輸入義務、ミニマムアクセスというものを免れる方法は、脱退するかあるいは三分の二の同意を得て協定の修正をするしか方法がないわけでございまして、私どもなりに考えますといずれも実現性は非常に少ないと考えて、現在の協定期間内、二〇〇〇年までの選択肢というものは、特例措置を選ぶか関税措置を選ぶかしかないと考えたわけでございます。

そこで、当面、つまり二〇〇〇年までの措置につきましましては、これはこれなりに冷静に分析して、我々に最も有利な方法を選びたいというのが私どもの考え方でございます。

それから、二〇〇一年以降の措置につきましましては、これこそ次期本格交渉でございますが、ここでご我々の基本方針のつとつた現行ルールの改革を交渉していただきたい、我々はそれを要請したいと考えているわけでございます。

そこで、当面の二〇〇〇年までの措置についてでございますが、まず特例措置につきましては、二〇〇〇年段階の輸入義務数量が八%と最高に高いわけでございまして、大変不利であると考えております。

それから、事前に、つまり二〇〇〇年の段階で八%プラスアルファの譲許が義務づけられている。このことはさらに私どもにとりましては不利

だと思っております。

三番目に、例えば二〇〇〇年の段階で、その段階の輸入義務数量を譲らずに凍結しながら二〇〇一年以降の本格交渉での改革を要求する。こういうことですと交渉方法として整合性があるんですが、今申し上げましたように、二〇〇〇年で既に譲許を示していくとどんだん譲っていくかきかぬと。そういう中で、二〇〇一年以降のルールとしてそれと違うような、それを打ち消すような改革を要求する、これは交渉方法として大変成り立ちにくい方法だと考えましたわけでして、これも大変不利であると思つたわけでございます。

それから、特例措置の交渉は二〇〇〇年一年で終わると書いてありますから、いわば二〇〇一年以降の交渉の前哨戦であります。でございますので、輸出国にとってはそこで日本の譲歩を引き出して本格交渉で大いにさらに攻め込みたいと考えるわけでございまして、いわば本格交渉の前哨戦として日本が孤立して交渉の矢面に立たされる、このことはまたさらに大変不利であると考えたわけでございます。

そこで、関税措置についてでございますが、これについては幾つかの前提条件が議論する場合には必要だと考えました。一つは、規定に基づいて適切な二次関税が設定されまして、大部分の米につきまして関税措置に切りかえても現行措置と同じような効果が見通せること。そうじゃございせんかと改悪になってしましますので、その前提条件が必要だと思います。二番目に、その二次関税水準の維持について努力の合意がなされることが必要だと考えました。それから三番目には、輸入米について国内の生産調整に影響させないような政府の責任ある対応が継続できること。そういう前提条件が満たされていけば、関税措置については二〇〇〇年段階で、さつき申し上げましたが、義務数量が低くて済みまして、交渉方法としてもベターだと私どもは考えたわけでございます。

したがって、前提条件が満たされるならば関税措置は選択可能だ、そこがきざだと考えたわけ

けでございますが、先ほど申し上げましたとおり、十二月十七日の政府との折衝協議で条件が満たされたかと判断いたしましたして決断したわけでございます。

以上でございます。

○委員長(野間超君) ありがとうございます。服部参考人にお願いいたします。服部参考人。

○参考人(服部信司君) 東洋大学の服部でございます。私は、日本、アメリカ、EUという先進国の農業経済と、ガット・WTOという農業の国際関係の研究を中心しております。

きよの食糧法改正についての私の意見ですが、結論から申しまして、お手元にきよの私の意見を簡単なレジュームとして配付してもらいたければ、今回の関税化への移行の決断、それに基づく食糧法の改正、これを高く評価したいというぐあいには考えています。

大きく言いますと、米の国境措置については、五年前のウルグアイ・ラウンド合意以降、関税化の実施を猶予している状態、すなわち特例措置を継続するのがあるいは関税化に移行するの、この二つの選択肢しか基本的に存在していないというぐあいに考えることができます。このことをはっきりさせるために、ウルグアイ・ラウンド合意、特例措置というものを簡単に再確認しておいた方がよいというぐあいに考えます。

九三年十二月のウルグアイ・ラウンド合意では、すべての輸入制限などの関税以外の国境措置を関税に置きかえること、この包括的な関税化の原則が合意されたわけで、同時に、輸入量が極めて少ない品目について、極めて少ないという品目は国内消費量の三%未満しか輸入がないという品目ですが、これについては最低輸入量、ミニマムアクセスというものが設定されたわけで、九五

年に国内消費量の三%を輸入して、二〇〇〇年に五%に引き上げるべきと、これも合意されました。

ただし、関税化についてはいわゆる特例措置と

いうものが設定されまして、特例措置の適用を受けた国は代償を払うという条件のもとで関税化の実施についてその猶予が認められたわけで、我が国はミニマムアクセスを、通常ですと、当初三%、最終年度に国内消費量の五%を輸入するということですが、これを当初四%に引き上げ、最終年度には国内消費量の八%を輸入する、こういう代償を払って関税化をこの間猶予してきたという状態になったわけで。

さらに、協定の中において、二〇〇〇年までに関税化に移行するか、それとも再度関税化の猶予を続けるのか、これを特例適用国は決めるべきとされておりまして、さらに二〇〇一年以降も関税化を猶予し続ける場合には輸出国が受け入れ可能な追加的な譲許をしなければならぬということが協定の付属書に明記されているわけで。

そうしますと、輸出国が受け入れ可能な譲許というのは、つまるところミニマムアクセスの上積みをするという以外にないわけでして、これは前回のウルグアイ・ラウンドの前例に基づけば、五年か六年の間でミニマムアクセスを八%からさらに二%前後に引き上げるといふ譲許を迫られざるを得ない。精米に換算しますと百十万吨から百二十万吨の米を五、六年後には輸入しなきゃならない、こういうことにならざるを得ない。とてもこれは我が国として基本的に選択できる方向ではないというぐあいに考えざるを得ません。

さらに、協定においては、仮に二〇〇〇年を待たずにウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の途中で関税化に移行する場合には、年々のミニマムアクセスの増大幅を半分減らすことができるといふことも明記されております。そうであれば、米の国内体制が整った段階でもってなるべく早く関税化に移行した方が日本にとってはプラスになるという判断ができるわけで。

こうした点を冷静に考えれば、九九年度から関税化に移行するという決断は、冒頭申し上げましたように、高く評価されているのではないだろうかというぐあいに考えています。

特に、この検討、決定過程でもって生産者団体が、単に全国レベルにおいて検討して決定したというだけではなくて、都道府県レベルでもって組織協議を行って意見を集約し、その判断に基づいたということは重く受けとめていいことではないだろうかというぐあいと考えております。

ただし、この決定過程について議論の時間と議論の範囲が十分ではなかったという御指摘と批判があるわけです。

もちろん、広い範囲でもってより多くの時間をかけて議論が行われ決定が行われれば、これにまさるものはないというぐあいに考えます。ただし、今回の場合に、WTO、世界貿易機関のルール、三カ月前に通報しないと国境措置の変更がでないというルールがあるわけです。来年度、この四月一日から関税に移行しようとするれば去年の十二月の末までに世界貿易機関の事務局に通報しなければならぬ、そういう状態のもとにあったということが今回の場合には考慮されていいのではないだろうかというぐあいに考えます。

しかし、今回の決定過程については、以降はこういうことを繰り返さないという方向でもって教訓にしていく必要があるんじゃないだろうかというぐあいに考えております。

それから、最後に、日本の米の関税化に対して豪州から異議の申し立てが出ております。これについて私の考えを一言申し上げておきたいと思っております。

豪州のフィッシャー貿易相の異議の申し立てを讀んでみますと、関税が高いことに満足できない、それから算定方法に異議があるの二点でございます。ただし、関税が高いというのは、WTO協定ののつとつて内外価格差を算定した結果高い関税額になったわけでありまして、それはいわばWTO協定の内容の結果そうなっているのだというぐあいに私は理解しております。そもそも、WTO協定は内外価格差をそのまま関税に置き直すということと関税化を定義しているわけですから、内外価

格差が高ければ高い関税額になるのは当然の結論であります。フィッシャー貿易相の批判は、言いかえてみるとWTO協定そのものに対する不満のようにも受け取れます。

また、算定方法に異議があると言っていますけれども、どこに具体的な問題があるのかという点に關しては一切触れられていません。やはり、それは我が国の関税額の算定が協定の手順ののつとつて行われている結果ではないだろうかというぐあいに考えています。

したがって、こうした豪州の異議とかあるいはEU、ウルグアイからの留保がございすけれども、こうした国々に対してはさらに政府のサイドから説明を行いつつも、今回の食糧法の改正をもつて四月一日からの米の関税化への移行を行うことに賛意を表して、私の発言を終わりたいと思っております。

○委員長(野間起君) ありがとうございます。次に、甲斐参考人にお願いたしました。甲斐参考人。

○参考人(甲斐麗子君) 主婦連合会の甲斐でございます。こういう機会は初めてでして、全く素人でございますので、お聞き苦しい点がありましたらお許し願いたいと思っております。

このたび、私どもにも意見を述べると言われておりますことは国内法の改正についてでございます。これにつきましては、もう既に昨年末に三者合意、これは今御発言なさいましたお二方もおっしゃられますように、いろいろな意味で十二月末までに上げなければならぬ、そのところには消費者、食べる人は全く不参加だったわけですね。

私は、実は米価審議会とそれから今回の農業基本法の見直しに關して初めて食べる人の意見を入れなさいいけないうことで委員に出されおりました。その中で、一生懸命考えておりましたので、何回かウルグアイ・ラウンドのミニマムアクセス米のことを組上にのせないで検討できないのではないかとのお声も上がつたんですが、これは土俵が違う、場所が違うとい

うことで触れずに来たんです。

それが突然として、私が知りましたのは残念ながら一般紙の取材だったわけですね。私は委員に出たりおりましたものから、取材がありました。

ところが、動きを全く存じませんでしたので大変びっくりいたしました。早速、関係省庁の方に電話でお伺いしたんですけれども、それでもなおかつ余りはつきりしませんので、お取り上げいただいたのは食糧庁で、確かに消費者のところには資料が行っていないかたかもしれない、だけれども新聞が騒いでいるように農業者にだけ言って、全中の方が御参加なさっていたわけですね、三者合意といつてもそちらが勉強会をしておられたので資料を提供しただけで、農水省がリードしているという新聞報道は間違いないです。

それでは、私どもも資料をいただきに伺わなければいけなかったんですねということも申し上げましたところ、こちらもやはり消費者の意見を聞くべきであったと思っております。早速、勉強会を開いてくださるのなら説明に伺いますということでした。ところが、もうそのときは既に、私も日程を決めたというので、私も勉強会を持ちましたのは多分十二月二十四日、そのときは、私どもがお願いしたんじゃないかと、農水大臣もお見えになったんです。それで、やっぱり食べる人の意見は大事だということをお気づきいただいたのかと思いましたが、時はもう三者合意ができてから後です。

ですから、結果的に言って、その合意のところに入れなかったことに大変不満を持っておりまして、けれども、決まっちゃったところで国内法を改正しなければいけないというところは賛成でございます。ここでもって国内法を改正しないので関税化をとめたところでございしたときの受け皿の方に力を注ぐべきだと思っておりますので、結論としては賛成でございます。

ただ、勉強会をいたしました後で、私が皆さん

にわかりやすいような一文を書けと言われまして、消費者団体のネットワークというところに載せました。私のそのときの生の感想なので読ませていただきます。

今回の政府、与党、農業団体三者合意は、つくる人、食べる人が不在であったように思います。日本の農業を守るためには国民の理解が必要と言われながら、大事なところがいつも蚊帳の外です。

資料を御説明いただいて、当面の最良の国益を考えた選択ということも理解しましたが、貿易交渉は相手のあることです。特に、厳しい面に立たされていきます我が国にとりまして、バックにつくる農民と食べる国民の支持がなければ力にならないということも心にためていただきたい。

ミニマムアクセスを受け入れたときに、いづれ関税化に移行しなければならぬということは関係者にはわかっていたはずだと思っております。そのときまでに日本の農業の体質を改善して強い農業をつくるんだということもウルグアイ・ラウンド対策費として六兆百億円が投じられた、私どもはそう理解しておりました。

ところが、関税化に移行するに当たりましてはまだ受け入れ体制は不備で減反廃止も打ち出せない、それが現況でございます。世界に向けて自由化になつていくのに国の中ではまだ自由化にやっつけられない状態、これはやっぱりいろいろ問題がありますので、受け皿がまだまだ必要なんだと思っております。日本の農地、農業をどう守っていくかという強固な姿勢を持って、この次の貿易交渉、農産物貿易のルール確立へ国として全力を投じていただきたいと思います、そういうふうなことを書いて皆さんの参考にしていただけたらいいと思います。私が思っておりますことは、集約しますればこういうことです。

そして、米価審議会におきましても、新食糧法ができた段階、それから新米政策大綱、それから新たな米の政策大綱、精力的に新しいことへの受け皿、やっつけてくださっているのはわかるんですけ

れども、大変おくれたといひますか、急がなければならぬのになかなか追いつかない。ここで関税化になりましたときに、農業の方がどうなるのかなというのは大変心配でございます。

そして、農業基本法の見直しに初めて食べる人とかそれから中間団体、今、食料は加工品でいただく部分が大変多くなりましたので、消費者の意見と言われましても加工業とか外食産業とか、食の外部化と申していますが、そのパーセンテージが大変高くなりましたので、そういう国内企業の方々も含めて消費者の八割が国産品を使つてほしい、自給力を上げてほしいというのは、もつと高い九十％になるかと思ひます。自給力を上げないと、先進国の中で最下位の自給力しか持つていない日本は心配だといふのはみんなの意見で、これはだれも変わることはないんですが、ただ、

％上げるためにどれだけの努力をしなければならぬかといふことは、いろいろの資料で勉強しましたときに、これは大変なことなんだと思つております。

ですけれども、世界は今、環境問題が浮上いたしました。いろいろな問題になっておりますが、日本の農業の体質も自然を大事にする形に変えなければなりません。とても価格では外国に対抗できません。だとしたら、プラスチック、何かそこに付加価値をつけた上で守つていかなければならぬんだと思ひます。その付加価値は価格だけではなく、もちろん今度の農業基本法の中にも入れられましたけれども、国土を守るとか水を守るとか、そういう日本の特殊地形の中で多面的な機能を持つていふんだといふこと、それは重要に考えたいと思ひます。

もう一つは、工業製品と違ひまして農産物といふのは生物ですので、均一化とか効率化とかそういうものにだけ目を向けていった工業製品とは全然違ひまして、そういったところでのいい結果が得られるとは私は余り思ひないわけです。嗜好品は結構ですけれども、特に命のもとであります食料

につきましては、どの国も自給を最高の目的としてやるべきと。もちろん、何かあったときに助け合うことは大事ですけれども、自給といふことは大切なことだと思つております。今は畜産物につきましても飼料が全部輸入です。そのために日本の穀物の自給率は下がつております。

そこら辺も、循環型農業といふことにも目を向けて、国内でどれだけ農業を盛んにできるかといふことを真剣に考えたいといふふうと思つております。

ちよつと時間が足りませんので、また後から御質問で答えさせていただきますと思ひます。

○委員長(野間超君) ありがとうございます。次に、吉崎参考人をお願いいたします。吉崎参考人。

○参考人(吉崎善治君) 紹介をいただきました吉崎でございます。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案、このことについて意見を述べたいと思ひます。

まず、私は、昭和三十三年に中学校を卒業して四十二年間、稲作農業をこれまで頑張つてまいりました。十年前から、今テーマになつております環境の問題、これが農業現場では大変な課題になつております。とりわけ、最近は大イオキシン問題、農業に入つていふダイオキシン、これは現実には作付するたびに散布をして雑草を絶やして、それから春耕に入るわけでありまして、それらも、農業者が加害者であり、一方では被害者になつていふことについて、皆さんから御理解をいただきたい、こう考えます。

環境保全型の農業に取り組んで十年たちました。昨年は、県のガイドラインに沿つて三万八千のシールを購入しまして、消費者に届けております。今、現場では生態系が農業演進のためにほとんど死滅状態になつていふことの現実を皆さんにひとつ御理解していただきたいのとこの場を通して訴えておきたい、こう考えるわけでありまして。私の村は新潟県西蒲原郡湯東村でございます。一万六千反の田んぼを擁してございまして、減反

は、御案内のように県下で二番目に達成率の低いところでございます。六九％ほどだと思つております。

まさに、米にしか頼れない湿地帯で、昭和二十七年の土地改良法によつて、泥の田んぼから水を抜く作業をすることによつて、営々と先祖から引き継いできて、ようやく今、美田の姿に整つております。今でもそうでありまして先祖から先祖から、いかに早く田んぼに水を引いてかん水をさせて、そして苗を植えるかといふ、こういう連続であつたはずであります。

今、私が四十二年間百姓をしてきました感じていることは、当初は牛で農耕をやりました。牛によつて田打ちをし、そして代を置いて田んぼに水を張り、田植えをしてまいりました。そういう時代を今振り返つてみますと、当時の方が一番よかつたですね、暮らした向きは、非常に自然が豊かで、危ないの何のと、そんなことは全然ありませんでした、農業がなかつたんですから。振り返つてみると、まさに原点に戻らないう、日本の環境、国土そのものを守るためには、農村現場からでないといふことはうまくないといふふうな実感として思つております。

私の村の農業経営の実態はオール兼業でございます。専業で飯を食べている人は一戸もありません。全部が兼業です。

そういう状態の中で、国の政策がどんどん行われてきておりますけれども、現在はまず後継者がいないといふことあります。よく言われるんですけれども、親の背中を見て子は育つ、こうなつていふのであります。親の背中を見て子が逃げ込んでですね。ちよつと時間をとつて済ませません。農業高校を出ました、農業大学校を出ました、大学を出ました、農業を選択する人はいません。

この現実にも明らかなように、いかに農業が魅力のないものか。要は、所得が成り立たない。そういう産業だといふことははっきりと今日現在、まさに現場は悲鳴を上げております。限りな

く六十五歳が後継者でございます。七十歳になればなかなか農業が思うようにはいかぬといふことで受委託に出すわけですけれども、受委託といつても、構造的な面がまだ整つておりません。

そういう意味では、受委託なり農地の集約によつて大規模経営といふことを言つてはいますけれども、農業といふのは、水を張つて種をまいて、そして植えて、刈り取つて出荷して、こうなのであります。刈り取つても、やっぱり機械的にはどうにもなりません。雨風が吹いても、また水が不足しても、強風が吹いても、おてんとうさまの下で育つ稲作でございます。これは果樹でも何でも一緒なんですけれども、そういうところで機械的にはどうにもならないといふ現実をいまだ一度日本の国民は考えてみる必要があるらうと、こう考へております。

さらに、耕地が、減反政策が三十年続いておりますから荒れ果ててきております。農地保全、田んぼを保全すると水張り減反。うちの村は本場に湿地帯ですから、ソバをまいていふ人もいます、また大豆をつくる人もいます。水をかぶつちやえば、風水害によつて皆無でございます。品質が劣化します、価格が成り立ちません。そんな意味で、減反は非常に苦勞を重ねてやつていふんです。調整もしていふんですけれども、思うようにはいかないのが現実でございます。

そこへもつてきて、今まではミニマムアクセス米、今度は関税化によつて障壁を取り除くという方向に国はどうも動いていふようでございますけれども、私は、今どなたか発言しましたように、国境措置、これはやっぱり輸入国の立場でどうしても考へてほしい。

輸入国の立場といふのは、日本は先進国ナンパツトと言われておりますから、そういう点では輸入国の国々と連携を密にして、そういう輸入国ではあつても農業を営むことのできる権利、これを農民に与えてほしい。経営が成り立つような仕組み、これもやっぱり考へてほしいといふことをお願いしたいと思ひます。

中では、このことによつてミニマムアクセス米が一定程度減りますよとか、それから高水準の二次関税を課することができまますよとかということになっておられますが、WTOの三分の二の賛成を得てルールを変えるということは非常に難しいといふこともどなたか今おっしゃいました。しかし、やっぱり日本がリードをして、そしてこの新しいルール、これを積極的に果敢に提案するべきだと、こう考えます。

もとへ戻りますけれども、今、親の背中を見て子供が逃げると言いました。百姓現場では兼業で飯を食っているわけです。農業だけでは飯が食えないのがうちの村の実情ですから大変です。しかし、いづれも同じでございます。非常に不況でありまして、仕事の現場がなくなつてきておりま

す、今日現在。仕事の現場がなくなつてきていることは、非常にことしは不安です。そこへもつてきて、価格の問題が不透明でございます。不透明ということ、そこに意欲がわかないんです。新しい後継者を育てて、集落官農でもやろうか、集落官農が一番いい方法だなど。大規模経営ということでこれからは進むように構造的に変えていくようなことがうたわれておりますけれども、さつきも言いましたように、集落官農でない人手が間に合わない。五人や六人であるの広大な農地を耕し切れるものではないんです。土にまみれるというのは、まさに手袋をして泥の中で仕事をするのが農業です。働く者は一緒なんですけれども、背広を着てネクタイをしてやるわけにいきません。雨が降つても風が吹いても農地に出ていかなきゃだめなんですから。

そういう点では、村人が年をとつても農業にかかわつてほしいなというシステムづくり、私はそれをねらつて今地域で頑張つていられるつもりでございますけれども、そういう点では、非常に所得が少ないために苦労がたまつていられるわけです。

デカプリングの話が新しい農業基本法の中には組まれるようございますけれども、その政策についての中身は、まだ実施されておられません

ら明らかではありません。しかし、私はいつも新潟で言うんです。平場がやりにくい時代です。中山間地が農地がどんどんつくられるのであれば広大な面積を耕作できるんです。平場はそうはいきません。なぜならば、平場は大体二町五反歩から多い人で百反ぐらいつくつていられる人がいるんです。平場は二種兼業なんです。賢い選択なんです。農業で食べられないのを他産業に行つて建設業現場で働いて、そして補つて飯を食つていられるんです。こんな職業はどこにもない。そういう職業というのは日本だけだと思つてます。どこへ行つても考えられないことなんです。農業界の新潟県ですべてが兼業というこの構造、どういふ構造に日本の農業の形態を持つていくかということについては、地域の知恵、みんなで考えた地域政策を国の政策として取り上げて、そのことによつて活性化を図るという方法が一番よいような気がして私にはなりません。

まさに、今、所得が少ないです。そういう意味では、日本の農業を守るためには直接補償制度、所得補償制度を真剣に考えてほしい、これが今、現場で訴えられている最大のテーマだと思つております。

繰り返しますけれども、まさに現場は農業演習によつて人手を省いております。薬漬けの稲作、薬漬けの野菜なんです。安全、安心、こういうことを考えたときに、手をこまぬけばこれはやつぱり危ないものを散布しなきゃだめです。

私は、関税化については基本的には反対です。外交のことについては私は全く素人ですからわかりませんけれども、日本が貿易ルールに参画をして改正するなり方向を変えていくというのは皆さん方の役目であると思つております。しかし、現場はそんなことを構つておられません。今、悲鳴を上げて、年寄りや腰の痛いのを我慢して農業をやつていられるんです。なぜならば、愛着があるからです。

そういう点では、農村の現場をもう少し的確に掌握して、まさに今回の関税化は私たちに

も寝耳に水なんです。何も知らされておられません、現場では。ただ新聞報道や、いや組織が、賛成が多いとかいろいろのがありますけれども、下部では全然知らされておられません。これが残念でなりませんし、そんなところで方向が決まつては困るなと、これが私の率直な意見でございます。さらには、私はミニマムアクセス米には大反対でした。ガット交渉のとき、八十七人連れてベルギーまで行きました。当時の農林水産大臣は山本大臣でありました。それだけやっぱ現場も関心を持っていました。いまますけれども、現場の実情と乖離をしております。

もう少し現場の音が取り上げられて、そして集落、この機能がちゃんと守られるように、農村社会というのは人と人とのつながりがあるので、稲作振興を果たしてきていられるわけですので、どうぞひとつそういうことも加味しながら、外交もそうでしょうけれども、交渉もそうでしょうけれども、いづれにしても私は素人でございますが、まさに現場の声をとらえてほしいことをお願いして、私の意見とします。

○委員長(野間耕君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。○中川義雄君 自民党の中川義雄です。さよとは本場に忙しい中、御苦労さまでありました。そして、先ほど来、率直な御意見をお聞かせいただきまして私も大変感銘しているわけでありますが、特に主婦連の甲斐さんのお話にも全面的に同じ気持ちだということをお述べさせていただきたいと思つております。

今回のこの政策決定に当たつて、本来ならば国民的な合意を得る、それを前提にすべきところを、時間がなくてこんな形になったことを政府・与党の一人としても深くおわびしながら、しかしこれからの新たな問題に対してここがまた一つの出発点という角度からぜひ御協力いただきたい

のだと、こう思つていられるわけでありませぬ。この問題は、次期WTO交渉で国益をどうやって確保するかというぎりぎりの選択の中で出てきた問題だと、こう思つております。ですから、この法案を通すことが目的でなくて、次期のWTO交渉でこの国の利益、特にこの国の農業を守り農村を守る、そして食料を守るという観点からだけだけの力を発揮できるか。私は、そういう意味で今から十年前の時代と今では大きく変わつてい

ような気がしてなりません。その一つは国内世論であります。十年前といえ、やはり輸出立国として工業製品を輸出して、その付加価値によつてしか資源の少ない日本は生きる道がない、だからそれを優先するべきだといふ声が多かつた時代であります。しかし、それに対して最近、農業の持つていられる機能というものはかけがえのないものである、特にその多面的機能、そして食料、そういったものから見ると非常に大事だということ、そのためには国民の合意ということが次期交渉で大きな意味を占めると思つております。

そういう意味で、主婦連はやはり消費者を代表する立場で、消費者がどのように考えて、将来どういふ希望を持つていられるかということを次期交渉に向けても取りまとめる努力が必要だと思つていますが、そういう観点からもし御意見があれば出していただきたいと思つております。

○参考人(甲斐子君) ありがとうございます。何か発言の仕方がよくわからないものですか。要領を得ないかと思つておられますけれども、やはり二十世紀は科学技術の進展時代でも、今、新鴻の吉崎さんもおっしゃられましたように、農業漬けとか化学薬品漬けの国土になつていられるということは否めない事実です。そして、今、環境問題が浮上して、これからの地球環境というのはみんな環境を考えなければ生物が生存し得ない。人間だけが生き残ろうと思つても、人間も地球上の生物です。そして、

生物というのは私は効率化とか経済性だけでやっていけないのだと思ひますのは、均一化、効率化で物が進展しないと思ひます。多様性とか質の向上というのはもっと細やかなもので、工業製品とは一致して考えられない。

それから、よく国が豊かな今の国民の生活を維持するためにとおっしゃるんですけども、私も今豊かだと思ひていません。量は大変豊かですが、今、主婦たちが感じておりますのは安全と安心です。安心というのはまさかのときに自給できるかということ、安全というのは農薬とかそういう化学肥料に頼らないで国土を大事にしていけないかということです。

そうしますと、国がまずやっていただきたいのは優良農地の保全。そして、まさかのときといふますと、昭和三十年代ぐらいですか、そのころのカロリーに戻すとどうやら何か努力できるのではないかと目安が見えます。今この時期にそのカロリーに落とせとせといふことはできませんけれども、国がやることは、やっぱり何かのときに掘り起こせばこれだけはずなげていける、そういうことだと思ひます。戦争を考へるばかりは今いないなというふうな経済界の方に言われまされたけれども、そうじゃなくて、エルニーニョ現象とか気象状態とかそれからオゾン層の破壊とかいろいろございまして、生物の生存の意味にかけましてそれぞれが国が最低の食料は自給すべき、これが私の立場でございます。よろしくお願ひします。

○中川義雄君 今、二十一世紀に向かって大きなキーワードとして言われているのは、持続可能な社会をどうやって維持していくか、そういう中で産業政策をどう考へていくか。そのポイントとしては、環境が大変劣化して生き物が将来とも生きていけるかという環境問題が一つあります。それから、もう一つは人口爆発、それによって食料が本当にできるのかという一つの話があります。そういう中で考へますと、農業という産業は私は優等生だと思ひます。それはなぜかといふと、今の農業といふことじゃないです。これまで

何万年間人類が営んできた農業というのはまさに資源還元型産業であつて、ゼロ・エミッション、要するに排出するものがすべてまた土に返つてきていくというふうな産業であること、それから投入されたエネルギーに対して産出されるエネルギーが多いということ、そのために資源を乱消費しなくてもできる産業ということ、これから農業を新しい角度で見なければならぬと思ひます。そのために、次期交渉においてはそういう農業の大事さを国民的な合意を持つて当たらなければならぬ。

そういう意味では、もちろん政府も政治家もその努力をしなければなりません、農業団体もその努力をしなければならぬのではなからうか。特に、最近の国際会議などにおいてはNGOの発言力というものが非常に高まつてきております。

そういう中で、全中としましては、これから国内世論を統一してNGOの皆さん方もみんながそこへ参加して、日本の国益に向かってみんな議論するといふような場を考へるような運動を展開してみたいと思ひますが、高野さんの御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(高野博君) 先生の御指摘のとおり、私もそう考へておりまして、実は三年ばかり基本法に取り組む中で、全国の各県で財界の方や生協の方や消費者の方やいろいろな方々に入つていただきまして、組織をつくつて議論してきました。

そういう運動を足がかりにしまして、それをさらに発展させて次期交渉に臨む体制をつくりたいといふのが私どもの考へでございます。中央におきましては、三月十八日に食料・農林漁業・環境フォーラムというのを幸ひにして設立する運びになりました。代表は木村尚三郎先生でございます。隣に立松和平さん、梶井先生、山地先生、連合の笹森さん、生協の藤岡さん、それから原田会長等々が参加しております。設立することができました。こういう組織を中心になら、まさに

国民的な議論の中で次の交渉に向かって取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中川義雄君 そういう観点からいいますと、最近の国際会議といふますか国際世論というものが、農業問題についてはこれまでの輸出国中心の発言から輸入国のいる議論もあわせて議論されてくる。特に、九八年のOECDにおける合意では、実は両論併記という形の中で、輸入国の倫理、要するに食料安定的な。

その中には「飢餓の世紀」といふ非常にすばらしい本を書いた方がおります。その方はこういうことを広く全世界に訴えております。それはレスター・ブラウンという人なんですが、このような飢餓の時代に国民を養う責任を果たせるのはその国の政府だけなんだ、だから政府がみずから国民に食料をどうやって安定的に供給するかといふことを政策の一番中心課題にしなければならぬといふ有名な言葉を残して、それが全世界の世論形成に大きく反映されていって聞かされております。

そういう意味で、主婦連の立場から、消費者の立場からこの食料問題について、そして特に米の問題について、次期交渉を含めて何か御意見がありましたら、再度お願ひしたいと思います。

○参考人(甲斐藤子君) 何を申し上げたら中川議員が満足してくださるのかなと思つたんですけども、命の糧ですから、私も何しろ国の農業を守りたいし、農業予算がたかさんあるといふことは決して不満ではないんですけども、今までの農業に対する国の予算は大変不透明でした。今お隣の吉崎さんが、現場から盛り上げたところでやらせてくれないかとおっしゃった。まさに、今地域の時代で、地域から発想して計画を立てたものに對して予算を上げるというふうな形の方が正しいのではないかと。今までは上から予算を投げかけて、しかも報告もなかった。

私は、たしか自民党の朝食会でも申し上げたんですけども、ウルグアイ・ラウンドの予算がど

ういふ進展でどういふふうに使われているか知りたいと申し上げたことがあります。だから、そういう意味で予算を使われることはだれも反対しないんですけども、透明に、本当に農家の方が生き生きとできる形の予算の使い方をしたい。そういうところは消費者も協力いたしたい。

そして、全中の方も、今ここにいらつしやるんですが、農家の隅々にまで伝わっていないかといふところを農家の代表として、やはり耕す方たちの意見をどこまで吸い上げておられるかといふところももう一度考へていただきたいと思います。

○中川義雄君 もう一つ、次期WTO交渉において国民的な世論を統一させるためには、やはり農業が一方では被害者になつていられる場合がある。それは主に食料の安全といふ面からいまして、農薬、殺虫剤、その他化学的な物質をたくさんつくつてそれが非常に土も傷めて、そしてそれが農業に對する国民的な合意といふ意味で少しマイナスになつていられる面があると思ひます。

特にその場合、今、系統の組織からいって農業をある程度供給しないと系統そのものが成り立たないのではないかといふような極端な議論もあります。そんな世論が一方でありますと、やはり農政に對して議論を統一していくといふ意味では非常にマイナスだと思ひますので、系統人の一人として高野さんの率直な御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(高野博君) 安全な食料の供給というのはまさに日本農業が個性を持つて生き残つていく最大のかぎだと、それは私だけじゃなくて我々全員が考へていっているわけでございまして、現状をさらに改善していくといふことは痛切に考へております。もともと我が国の場合には水田でございまして、ヨーロッパのような畑作中心のところとは多少違ひまして、環境に優しい面があるわけでございまして、さはさりながら引き続き努力をしていきたい。

ただ、低農薬、無農薬、そういう農産物はやはりつくる方と食べていただく方がセツトになりませんと、つくりつ放して買手がないということでも困りますし、要望を受けてもつくりたくないというのではまずいわけでございますので、そこを接合させながら取り組んでいきたいと考えております。

○久保亘君 私は、民主党の久保亘でございます。最初に、先ほど甲斐さんがおっしゃいましたこと、また吉崎さんも違った立場から同じことを言われたのでありますが、いわゆる今度の国民的合意と称せられているものは国民の中の重要な部分に参加してはいないのではないかとこのことについて、今、中川さんの方から自民党のお立場としてこのことに対する釈明がございました。政府はきようは来ておりませんから、私はこの三者合意の三者のうち一方であります全中を代表されている高野さんに、今お二人がお述べになりましたことについてどのようにお考えか、最初に伺っておきたいと思っております。

○参考人(高野博君) この問題につきましては私も組織の中でも非常に大きな論点になりまして、協議の時間が不足しているという批判は多くの方から受けておりました、そのことについて深く反省いたしております。さらに、そういう組織の中の実情でございましたので、組織の外の方々と議論する時間がさらに少なかったというのが実態でございます。このことも深く反省いたしております。

もちろん、時間が限られて短期間のうちに結論を出したわけでございますが、その後も私も、組織の中にも外にも御理解いただくような努力は不十分ながら続けておりました、今後ともそういう努力は継続して、多少おくれましたが、何とか御理解を得られるようにさらに努めていきたいと考えております。

○久保亘君 次期交渉に臨む基本的な態度ということで、国民運動の組織化ということを非常に重視してお述べになっておりますし、また高野さんがお書きになっておられます論説の中にもそのようなことが強調されております。

しかし、実際には、十二月十七日の三者合意と言われるこの三者で何もかも決めていくという傾向が強いのではありませんか。政治的な分野におきましても与党との協議ということに重点が置かれて、国会における各政党や政治家たちが何を考えているかというようなことについて、積極的な接触の機会、それらの意見を聴取する機会等を全中として十分におとりになってきたと言えるのでしょうか。いかがでしょうか。

○参考人(高野博君) 今も申し上げましたが、基本法でいろいろつくってまいりました皆様方との関係を尊重しながら議論を進めるといふ点で十分であったという点は私も反省しているわけでございますが、最初に申し上げましたとおり、私もにとりましては、まず自分たちの意向をどう整理していくのかということに全力を挙げざるを得なかったといえますか、そういうことでございまして、それも限られた時間の中でやらざるを得なかった。

しかし、幸いにして、意見が分裂してまともでないということじゃなくて、みずからの態度については前提条件が満たされれば先に進んでいいところまで進むことができたというのが結果でございます。その前提条件の確認を政府・与党に求めた。それで、これならば何とかというので、みずからの態度を決断したというのが経過でございます。周りの皆様方に対する働きかけまで進めませんでしたことにつきましては深く反省しまして、今後そういうことを繰り返さないように、服部先生もおっしゃいましたが、取り組んでいきたいと考えております。

○久保亘君 私どもも、新しい食料・農業・農村に関する基本法の問題等につきましては全中の皆さんからも積極的に意見を伺う機会も持たせていただきました。だから、いろいろとこれらの重要な国家的な将来にわたっての大きな課題について

て、本当の意味での国民世論、国民の合意を形成するためにやらなければならないことについては私どもも努力しなければならぬと思っておりますが、さらに積極的な努力が払われることを期待いたしております。

この十二月十七日の三者合意と称するものが、前提条件が満たされたことによつて合意が生まれた、こういうことになっておりますけれども、この前提条件というのは日本側の取り決めによつて、つまり国内で合意に達すればそれで満たされたことは十分に生かされていくものなのではないでしょうか。今後のWTOにおける交渉にかかってくる問題も含まれているのでしょうか。

○参考人(高野博君) 前提条件につきましては国内で対応可能な部分もありますが、高い二次関税が将来維持できるのか、ここが我が組織の中でも最も不安の強いところでございますし、論争にもなりましたところでございまして、これはまさに国際的な交渉事でございますので、交渉に臨む国内姿勢を最高のレベルに持つていくということは国内でできますが、国際的な交渉の中でそれはまたいろいろな局面が出てくることかと思っております。

私どもは、とりあえず国内の交渉体制についてしっかりと方向を確認したいということでございます。府・与党と相談をしたということでございます。今日までに、前回いわば敗北いたしましたからか、なりの年月がたつておりましたので、私どもは私どもなりに国際的な連携も深めてまいりましたし、そういう中でどうやら次のWTO交渉には、切り口としては農業の多面的な役割、食料安全保障の観点から幾つかの国と提携を組むことが可能だという印象を持つてきておりますし、いろいろな国際会議で両論併記ということが定着してきているという印象も持つておりますので、そこら辺に依拠しながら、我々としては全力を挙げて闘つてい

ますか、運動を展開していきたいと考えているわけでございます。

○久保亘君 いろいろお述べになっておりますことの中に食料安全保障という用語がしばしば使われております。私どもも食料安全保障という言葉はごく普通のこととして政治的にも発言することが多いのでございますけれども、きょうもお話がありましてように、国内自給を基本とする食料政策で自給目標というものをどう定めるか、そのことをどのようにして達成していくかということが食料安全保障の基本に立つたものと考えておりますが、この食料安全保障が重大なことから国家の責務であるという御主張の裏づけとなる自給率というものをどのようにお考えでしょうか。

このことについて、もし具体的に全中や服部さんの方でお考えがございましたら、お話しいただきたいと思っております。

○参考人(高野博君) 食料安全保障は二つの意味を考えておりました、一つは、日本だけじゃなく国際的に世界のすべての人々が食料を得る権利ということだと思つておりましたので、やはりあらゆる国が自分たちで自分たちの食料はつくつていかなきゃならないということだと思つております。その延長線上に我が国の食料安全保障ということがあると思っております。

そのためには、自給率をどうするかということが大切でございますが、当面五〇%を目標に改善を目指したいというのが私どもの考え方でございます。では、そのために農業者みずからどうするか、それから消費者の方々にどういう働きかけをしていくのか、そこら辺の詰めがまだ残つておりますので、そこも十分今後協議しながら、私どもの取り組む方針も確立していきたいと考えております。

○参考人(服部信司君) 国内の自給率を引き上げることが大変難しい、容易じゃないということも隣の甲斐さんの方からお話があつたんですけれども、私も同感なんです。実際、わずかに一、二年でもつてまた熱量ベースの自給率が一ポイント下がつていくということもございまして、

しかし、私が今回の関税化問題と並行して行われております新しい農業基本法の策定で非常に注

目していただきますのは、自給率の向上ということをはつきりとして出しまして、それを新しい農業基本法の政策目標の一つに掲げているということですが、数字は出していませんけれども、大変なことは重要なことでして、やれやれすれば、大変なことだから自給率を上げることは難しいんじゃないだろうか、よくて現行レベルを維持していくのが精いっぱいじゃないだろうかというのが率直な農業関係者の今までの気分だったと思うんです。ただ、そうであつてはいけない、自給率を上げるということを目標にして、さらに具体的にその目標も出していかなくちゃならないという方向に一步踏み切つたことが、私は新しい農業基本法の重要なメリツトじゃないだろうかというぐあいに考えています。

もちろん、それは容易ではない。具体的には、麦、大豆、それから牧草を中心とした飼料作物、これの生産の拡大ということになるわけですが、もちろんこれは口で言うほど易しくはないんですけれども、それをほつきりとした目標に掲げてそのための品種改良等々の努力を全力を挙げてやつていくという体制に入れば、やはりそれはそれなりの結果を得ることができんじゃないだろうかというぐあいに考えています。

○久保直君 時間がございませんので、最後に高野さんにぜひ何っておきたいと思つておりましたのは、これは参議院の調査室から「参考人に関する資料」ということで、皆様方がお書きになりました代表的なものをいただいております。その中に、全中常務理事として高野さんが「WTO次期交渉に向けて J A の選択と対応方向」ということで「農業と経済」、これは九九年四月号です。一番新しいものだと思うんですが、この中に、一九九三年十二月のいわゆる UR 受け入れのあのころのことを最初にお書きになっておられますが、その最後のところに、この七年半に及ぶ交渉経過の合意に達する総括のところ非常に気になることが書いてございます。「何たるベネン、何たる茶番、何たる屈辱。私たちは二度とこのようなこと

を許してはならないと深く心に刻みこんだ。」これが九三年十二月合意のときの全中を代表されるあなたのお考えだとすれば、私もいろいろと調べてみなければならぬと思つております。特に、私は、その当時、与党の代表者会議の座長をいたしておりましたので大変気になる言葉でございますが、何か御意見がございましたら一言伺つておきたいと思つています。

○参考人(高野博君) 表現が適切であつたかどうかということにつきましては御議論があるのかと思つておりますが、当時、軽部記者の本から私を書き起こしておりますが、その内容が事実かどうかはもちろん私自身確かめることはできておりません。ですから、そこが事実とすればというように叙述になるわけでございますが、当時、その記事の一部が数日後に韓国の東亜日報、それとアメリカの新聞に発表になりました。

そこで、私も私はず政府にこれは事実かということを何度も確認したんですが、そういうことは一切ないという説明がずっと続きまして、農業新聞は何度もそれはむしろ日本の国内を切り崩すためにする宣伝だというぐらゐまで書いていたんですが、軽部記者の本が本当だとすれば、そうじゃなくってやっぱり事実だつたということになってしまふものから、それでは余りにも我々は情けない立場にいたなという気持ちを持ったもので、多少表現が過激になつたかと思つて、そういうぐあいに書いたわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

○久保直君 どうもありがとうございます。○風間潤君 公明党の風間でございます。きょうは大変お忙しいところありがとうございます。

数点にわたつて高野参考人と甲斐参考人にお伺ひしたいと思います。高野さんにつきましては、衆議院に続いて参議院でも参考人としておいでいただき、本日に御苦労さまでございます。

産者の声を聞いてできる限り広範囲な意見を集めて真剣に討議を重ねてこられたということが、短い期間ではあつたけれども真剣に自身の議論があつたということでありますことから、その全中の熱意はわかるわけでありませうけれども、今後また次期交渉に際しては、このような政府合意に至るまでの短い期間ではなくて、むしろ今度のもつと系統的内部というか、現場の人の声をどうやってくみ上げていけるのかということが大きな課題ではないかと思つております。一般消費者にとつてもあるいは国民の大多数にとつても、農協とは一体何なのかというのが漠たるものとしてあつたわけでございますから、その部分でぜひとも議論を積み上げていただきたいということを要望させていただきます。

そこで、次期交渉に全中としての基本的な御方針があればお伺ひしたい。論文では書いてございますが、具体的に御考えがあれば伺ひたい。もう一点、先ほど自給率のお話が高野委員の方からあり、目標五〇%というふうな伺ひました。私は、今度の新農業基本法にそこをきちつと入れるかどうかによつて、生産者の方々のやる気が本当に出るかどうかということが極めて大事になつてくると思つております。シミュレーションでもいいますけれども、五〇%にするために、年に〇・五な国民の皆様方にも理解していただくようにこういうステップアップでいきたいということまで私は議論の中で出していくべきだと思つております。そうでないと、先ほど服部教授も上げるのは大変困難だと、上げるなんというよりも維持するのみに精いっぱいだということが現場の農業者の方々にあるわけでありませうから、やっぱり政策的にも全中がそこをやらないと私はだめじゃないかと思つておられるけれども、この二点についてお伺ひしたいと思います。

○参考人(高野博君) 次期交渉に臨む基本方針を最初に申し上げましたが、三月末までにつくりたいということをもう一年半ほど前から提案して

るわけでございますが、目下議論中でございまして、できれば三月末までに全中の案をまとめまして組織討議におおしいたい、かように考えております。そして、だんだん時間が迫つてきますので、できれば四月末に中間集計して、五月にはまとめたいと思つております。その過程でも、私どもだけの考えではなくて、先ほど申し上げましたように、食料・農林漁業・環境フォーラムというものがつくらせていただきましたので、皆様方の御意見も十分聞きながら案を作成して、組織にもまた詰つていきたいと考えているわけでございます。

とはいえ、結局、私どもの考えの基本は、新たな基本法で展開している思想、考え方、それに基づいて今後構築する政策、これが国際的に認知されなくちゃいけないというのが私どもの基本的な考え方でございます。基本法の議論はもう二年半とか三年済んでおりますので、そんなに一からの議論ではないので、ある程度の期間で議論は可能じゃないのかと考えている状況でございます。

以上でございます。○風間潤君 全中の自給率の設定のシミュレーションも含めてお願ひします。○参考人(高野博君) 先ほど申し上げましたとおり、組織の中には当面五〇%を目標にしてほしいという強い意見はあるんですが、中央でそういう数字を決めても、実際に農業をやるのは現場でございますし、地域でございますので、例えば各県で自分のところはそれに向けて何をどうつくつていくんだというふうな実効性のある考えが出てきませんと、中央でばつと決めても非常に架空の数字になつてしまふというところは十分わかつております。また、消費者の方の御理解も必要だと思つておりますので、まだでき上がつておりません。

今後できるだけ早くその議論をしながら、私どもの目標を意味のある形で練り上げていきたいと考えておられるわけでございます。○風間潤君 ですから、現場の声は全中が聞き取り調査も含めてやつていかないと出てこないわけですね、目標五〇%といつても、そのところを

ぜひお願いしたいというふうに思います。

もう一点、きのうも委員会で質問させていただきましたが、農村振興については農協がこれは大変大事な役割を持っているわけであり、一部の生産者の方々に農協不信の声も出ています。聞くわけであり、生産者に希望を持ってもらえようという指導やアドバイスをするというのが一方では農協の基本的な役割でございますから、そういう意味では、極めて今までも柔軟性に富んで強力にいろいろな農村振興の柱に農協がかかわってきたことは私はそれは事実だと思います。

農協合併でもいろいろお骨折りをいたして、将来的にこれは地方分権との絡みで市町村合併の先鞭もつけていただいているということでは私は感謝させていただきたいと思っております。

そこで、単位農協の不良債権の処理方針についてはフレームができていますけれども、都道府県信連について破綻処理を含めた処理方針が十分でない、また農林中金との合併も進んでいないというふうに思われるわけでございます。そこで、全中としては信連の不良債権の処理についてどうされようとしているのか、御意見を承りたいんですが、よろしく願います。

○参考人(高野博君) 御指摘のとおり、信連につきましてはやはり一金融機関といたしまして健全経営に全力を挙げておりまして、もちろん最近のいろんな金融情勢、大なり小なり私の方も影響を受けておりまして、決算時に不良債権の償却等々に積極的に取り組んでおります。幸い、農協系統は無制限に貸せるといってわけじゃございませんで、それなりの制約がございますものから、そういうことも幸いしたかと思っておりますが、不良債権の規模が小さいということもありまして、信連の資産あるいは営業努力の中で当面やっていけるうだということございまして、今すぐ公的資金の援助を受けるという状況にはないと考えております。

先生御指摘のとおり、系統金融機関全体として、信連も含めてセーブティーンネットの仕組みが

まだ十分ではございませんので、それは農水省等々の指導も受けながら、また私どもの考えもまたとめ上げまして、先生方にもまた御相談させていただきまして、今後できるだけ早く改善を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○風間和君 それでは、甲斐参考人に対して、消費者の代表として貴重な御意見を承りました。先ほども、次期交渉に当たって国内の日本型食生活をもう一回きちっと消費者としてもまた主婦連としてもやる必要があるというふうにおっしゃいました。問題は、だからその消費者の声をどのように反映させていくかということが課題になるかと思っております。

二点お伺いしたいんです。御案内のように、今まで米飯というか米、麦、お豆、魚介類が主流だった、それで味の形で畜産物、お肉があったというの、もう逆転してトレッドオフになったと。これは時代の流れの中の消費者の傾向はもう否めないわけでありませぬ。

そこで、じゃ国民的な運動としてどういうふうにしてそれをもう一回健康志向に基づいた日本型の食生活にしていくのかということ、これはいろんなジャンルの方々の御意見が当然いろいろあると思えますけれども、この部分についてひとつお伺いしたい。

それと、先ほどの消費者の声を次期交渉に反映させていくように、団体として、主婦連としてどんな知恵があるのかなというのをちょっとお聞かせいただければありがたいと思っております。

○参考人(甲斐参考人) 確かに、自給率を上げますのは食べ方の問題というのが大変大きなウェイトを占めております。ですから、食べる方が考えを変えていかなければいけないというふうな思っています。

とか原産国表示とか、そういうものを確かにしてほしい。それから、一部で言われております新しい方法、DNAの問題、組みかえ食品が多くなってきたので、それがいい悪いは別として、まず選択の目安にどうしても表示が必要だということをお願いいたします。

それと、今、委員が食生活の行き過ぎを指摘されましたけれども、日本の場合は主食を変えないで副食を洋食化したといいますが、それでバランスがとれたという面がございまして、今一部、行き過ぎという面が見られますけれども、ちょっと前までは大変バランスのいい食生活だったと思うんです。それは余り昔に戻そうということでもないんです。余り昔はまたちよつとたんばく質が足りないとか塩分が多いとかということがあります。

ですから、健康志向の日本型食生活を継承していく必要というのは私も主婦の感覚でも受け継がなければいけないんですが、まず私自身がちよつと食のなにかに生まれております。それで、体験がともなう大事だと思っております。だから、食生活、自分の食べ物が今どこから来ているかというものが教育の場にまぎら入ってくると大変いいなというのと、地場産業の育成には地場のものを給食に使うとか、それで体験をさせるということ、その土地への愛着も物への愛着も出ると思っています。教育と一緒に文化、文化的な教育ですか、それは土地の活性化という意味も地域の活性化も含めまして、そういうものを掘り起こしていくことが大事じゃないかなというふうな思っております。

もちろん、私も主婦の立場で選択が自由できるように、そして正しい選択はどうかというのかという情報を流せるような力にはなっていないかなというふうな思っております。

○風間和君 もう一回、甲斐参考人に、今、食品に対する安全の観点から表示に対する目安のお話がございました。遺伝子組みかえ食品もいろんな情報がちよつと国民の前に示されていないということも不安の材料になっていると。しかし一方では、お米の方も、稲もゲノム交換で品

種改良されているわけですが、現実にはこれは気がつかないというか、食べているわけですね。一方では、組みかえ食品ということになるとすごく危機感がおおられて、そちらの方には不安感がすごく強いと。何か私から見ると、手法の違いはあっても同じ遺伝子操作してで上がっているものから、前者はすんなり受け入れて、後者は、つまり組みかえ食品については不安が残るということについてはアンバランスだという気がするんです。

そこで、要するにそういうふうになるというのはやっぱり情報公開が足りないからなんだろうかと、そこをどうお伺いして、終わりたいと思っております。

○参考人(甲斐参考人) 私ども勉強も足りませんが、確かに情報公開は足りていないと思っております。植物が今まで進化してきたというのは、長い時間をかけて進化しているんです。それが、先ほどもちよつと触れましたけれども、新しい技術によって進化させるということは、技術としてはすばらしいかもしれないけれども、これは飢えに苦しむとか何かの時の手法、伝家の宝刀として持っていることは必要ですけれども、いつも抜くものではないというふうには私は解釈しております。例えば、安く便利に使えるからそういうものができていくということは、生態系を崩すという意味において私は植物にはなじまないものだというふうな感じております。これから稲の点は勉強させていただきませんが、そういう手法はなるべく公開していただいて、いろいろ議論の末に実用化、研究は結構です、やはり出さないといいませんので、研究することは大事だと思っております。でも、実用化するところの歯止めをどこかで持たせていくべきではないかなと思っております。

○風間和君 ありがとうございます。

○須藤美也子君 四人の参考人の皆さん、御苦労さまでございます。日本共産党の須藤美也子でございます。まず最初に、四十二年間現場で農業をやったこ

先ほど、現場では悲鳴を上げていて、そして農業ではやっていけない、もう兼業だ、そういう状況の中で、それでも後継者は育たない、これから十年たつたらどういふふうになるのか、そういう点では全国各地どこに行っても農業の現場というのは吉崎さんがおっしゃったようなことだと思っております。

そういう点で、新しい米政策のもとで米価が暴落し、史上最大の減反が押しつけられたわけですね。その中で、農業経営と、それから農業所得が、私としては落ち込んでいっていると思うんですけども、どういふ変化があるのか、教えていただきたいと思っております。

○参考人(吉崎善治君) 農業所得については、きょうは資料を持ち合わせておりませんが、うちの村の場合は、恐らく農業所得の農家所得に占める割合が二八％くらいではないかな、こんなふうには思っています。したがって、あの約七〇％がよそへ出て働いて暮らしをしているというのが現状だと思っております。それでよろしゅうございませうか。

○須藤美也子君 新潟といえば、本州では最大の米どころであります。コシヒカリ、北海道を除けば八十万トンの生産を持って、しかも銘柄米では有名であります。そういう新潟でも農業所得が全体の二八％、これでは農業だけではやっていけないと現場の農家が皆結集されているのが農業協同組合だと思っております。

そういう現場の切実な声、いろいろ先ほどお話を聞きますと、三者合意で寝耳に水、そういう三者合意で自分たちの生きる方向を決められては困りますよと、こういうふうには私がお聞きしたんですけれども、その点どうなんでしょうか。関税化についてはやめてほしい、そして国境措置をきちんとしてほしいということでしたが、この点について再度お伺いしたいと思います。

○参考人(吉崎善治君) 私は、関税化については

もちろん反対でございます。この前のWTO交渉のときにも、農業現場から反対の立場を意思表示するために一万キロもの裏側まで出かけてまいりました。

何年たつても農業で生計が成り立たないというこの現実、これではやっぱ後継者が育たないといえますか、農業をせよと勧められない。例えば、皆さんの子息はみんな最近は高等学校は出ています。そして、卒業しますと大体就職されて、農業は片手間で手伝う程度でございます。立派なところが就職すればもう見向きもありません。それが後継者がいない今の姿なんです。実際に私どもの現場では最近特にそうです。

何で農協の職員が飯を食わられて、農協につき合っている農家の皆さん方が飯を食えないのか、これは後継者がいない跡取りが言うんです。農家でもやっぱ長男がいますから、別に暮らしていてもすけれども、何で農協で働いている人が飯を食えて農業をやっている人が飯を食えないのかなと。ちよつとつけ加えますけれども、これは生の声なんです。関税化云々の論議は、私は率直に言って素人でございますから、不勉強でございます。しかし、長年四十二年間農業をやってきました、今振り返つてみれば、二十年前の方がずっとよかったです。その方がよかったということをお私に実感として今言えるんです。自分が自信を持って農業をやつてきて、振り返つてみたら後継者がいない、こんな惨めな職業がありますか、産業がありますか、これが私どもの村の実態でございます。

関税化については、前にも言いましたように、この前の交渉のときに私もはむしろ旗を立ててまでベルギーに行きました。一粒たりとも米は入れないということだったんですけれども、入ってしまったね。新しい交渉が二〇〇〇年から始まりすけれども、今そんなことを言つたつて通らぬでしよう。ところが、既に新聞報道で、若干異議申し立てでクレームがついていますし、これは外圧でしよう。今までの農業というのは内圧もあるんじゃないでしょうか、工業製品の輸出国

です。そういう点では、その辺のところは全く見えないところで、私もには。

ただ、一生懸命に日本の国民の主食である米をつくるという使命感に燃えて意気込んでやりました。振り返つてみて、もうすぐ西の国が近くなつていまして、きついことはできなくなつてきています。

そういう中で、これから何年かたつたら日本の農業の姿はどうなるんだろうと。法人化とかいろいろ言われていまして。そんな単純にできるものじゃないんです、人間関係というのは、集落という中でお互いに、私どもの集落ではみんな用水路の管理とか排水の管理とか草刈りとか、いろいろのことをやらなきゃだめなんです。人手がないために農業演習で、雑草は河川の堤防敷はみんなパラコート剤で除草するわけでしょう。それがみんな海水に流れて海に入ります。それが、生活排水、石けん排水の問題もありますし、合成洗剤の問題もありますけれども、要は、環境ホルモンの問題として今クローズアップされているんです。

だから、それに頼らなければ、人手がないというこの現実も、そこに定着してやりがいを求める農業者、あそこも新規参入の農家がありますよ、ここにも新規参入者が後継者になつて頑張っているよという、意気込んで挑戦する人がいるんです。確かにいます。二、三年で大体リタイアです。だから、私は率直に申し上げますが、二本足、四本足、私は百姓と言います。次は畜生と言いますけれども、二本足、四本足はみんな法人化でやつてきました。みんなアップアップ状態なんです。今度は米の現場でも法人化と。法人というのは利益を上げなきゃだめなんです。利益の上がないのが今の米作農家です。法人化でもし利益が上がるような経営形態が実際に存在するのであれば伺いたい。

新潟県でも法人化で頑張っている人がいっぱいいます。私は、そういう経営形態があつていいと思っておりますけれども、自由化の道を選択する関税化というのはそう遠くないうちにやっぱ後退しなきゃだめなんじゃないでしょうか。

○須藤美也子君 ありがとうございました。農業の現場で本当に百姓として四十二年間もやってきたということは、つまり環境保全、国土保全の意味も含めて食料安全保障のために頑張りをこらされたのだと思っております。

さてそこで、吉崎さんも組合員の一人ですね。そうすると、全中の高野常務さん、現場の声を今聞きました。これが今、たまたまこの委員会を組合員の方の意見が出されました。こういう意見が協同組合の、全中の執行部として、まだまだこれが集約されていない、こういうことは先ほど来反省しているというふうにおっしゃいましたが、私はそのことを繰り返してお尋ねするわけではございません。

ただ、三者合意でお決めたこと、その決め手は何だったのかと。これがこの参考資料に書いてあります。

関税措置を検討するためには最低三つの前提条件が満たされることだ。その第一に、「適切な二次関税が設定でき、大部分のコメについて現行措置と同様の効果が見通せること」、二は、「二次関税の継続について努力の合意が成り立つこと」、そして三が、「輸入米について国内の生産調整に影響させないなど、政府の責任ある対応が確保できること」、関税化の前提条件としてこれを提出、提案しているわけですね。この担保はとれたんでしょうか。

これまでの国会討論の中で、ことしは関税化したとしても二次関税三百五十一円何銭とあります。来年は十円下がります。その後は交渉いかんによつて未定と。

こういう状況のもとで、本当に今苦労して、それでも農業をやり続けている、こういう人たちにこたえ切れる担保がきちんととられているのでし

ようか。そこをお尋ねいたします。
○参考人(高野博君) 三つの前提条件のうち、合理的な計算に基づく有効な二次関税というところにつきましては、二〇〇〇年までの措置としては、私どもが考えた効果があるものというところで前提条件は満たされたと考えております。

それから、国内の生産調整に直接影響を与えないという閣議了解事項の継続ということについては、そういうぐあいに整理されているものと受けとめております。

問題は、二〇〇一年以降の高関税が維持できるのかどうか。先ほど久保先生からも御質問が出ましたが、これは我が組織の中でも最大の論争点でございます。これは交渉事でございます。結論を予測してどうこう勝手に言うわけにいきませんので結論はそつけない返事になってしまふんですが、結局、特別措置を続ければそれが有利になるのかどうかというところを一つ考えなきゃなりません。

特別措置を続ければ、四%、八%、例えば一二%、ずっとこれで押し込まれる可能性がかなりある。もう一つの方は、関税措置に切りかえまして、これはミニマムアクセスの三・五%のところをふやせという圧力と、高い二次関税を減らせという圧力がかかってくる。これは交渉事になる。先々、どつちがどういふぐあいに有利になってくるか不利になってくるかというところを考えなきゃならないということになってくるわけでございませぬ。

とりあえず、私どもがはつきりさせられることは、国民の皆さんの理解を得ることと、関係者が二次関税を維持していくことに対して気持ちが合わせられること、まず国内でそれをつくり上げなきゃいけないということを考えたわけでございまして、その点について意見交換して一緒にやっていけるという、そういう受けとめ方をしたというところでございませぬ。

特に、私どもは組織議論をしなければいけません、特別措置を継続するという意見は組織の中から一つもございませぬ。それは余りにも不利だ

からなんです。要するに、閣下前に譲つてしまへど。よその国は二〇〇〇年レベルを凍結しながらやってくれんぞ、譲れる、譲れない、やつていける。我々だけは何かとない、事前に譲ると譲れない。これは余りにもひどいということございまして、保証は十分とは思ってはおおりませぬが、しかし先にやらねばやうより闘つた方がいゝというのが私どもの考えでございます。

○須藤美也子君 保証はとられていない、あとは交渉次第と。そういうことで、吉崎さんや現場の農民の方々が、現場で働いている方々が納得できるのかどうか、この点もつと真剣に受けとめていただきたいというふうに思います。

そして、もう一分ありますので申し上げますが、一千万署名を行いましたね。これには四項目あります。これは残念ながら去年、自民党の皆さんが紹介議員になって、そして自民党の皆さんが否決したんです。その一千万人の重みというのは、これは大きいと思うんです。

四項目あります。国内生産目標を明確にするのと、株式会社農地利用は行わないこと、中山間地に対する所得補償、それから最後の四番目が、食料安全保障と地球環境保全のために、各国の持続的な農業生産を相互に尊重する新たな農産物貿易ルールの実現を図ること、これが要求項目です。

これが衆議院で否決されたわけですが、この四つの要求項目、これは今も生きていますね、全中さんとして、そこを一言だけお尋ねいたします。

○参考人(高野博君) 四項目は生きておりまして、現在もそういう考えでございます。いよいよ次に交渉が始まっていますので、それに向けて引き続き運動を進展させたいと考えております。

○須藤美也子君 貴重な意見、ありがとうございます。
○谷本巖君 参考人の皆さん、どうも御苦労さまです。

初めに、服部さんに伺いたいと存じます。

(委員長退席、理事三浦一水君着席)

米の国境措置につきましては、政府もそうであるが、どの政党も、食料安全保障にかなう国境措置づくりをしていかねばならぬというようなことで全体が一致したというふうな状況です。その食料安保にかなう国境措置づくりというのは、自由化とは全く逆の管理貿易の性格を置いたものであります。ところが、今、特別措置をやめて関税化へ移るといふことでありますが、それは自由化の世界に飛び込んでいくことを意味いたしません。

そうなりますと、例えば関税の基準年のとり方がどうか、あるいは関税率を下げているパーセンテージのとり方とか、そういう数字のとり方の議論の世界になっていく、そして二次関税が恐らくゼロになるまでそういう状況が続いていくであろうことが予測されます。

このことは、関税化ということと、これまで我々の国民的な合意ともいふべき食料安全保障にかなう管理貿易的なものをつくっていくということとは論理的に矛盾しやしないのかと、そこがところは先生、どうお考えでしょうか。

○参考人(服部信司君) この場合、形式的な次元で考えますと、関税化というのは形式的には自由化です。非常に高い、一キロ三百五十一円という関税を払えばだれでも日本に米を輸出できるわけです。それを制限するものはやはりありません。ですから、一キロ三百五十一円、トン三十五万一千円という非常に高い関税を払えばだれでも米の貿易が自由にできるという意味では自由化だと言ってもいいわけですね。

(理事三浦一水君退席、委員長着席)
ただ、それは形式的な自由化なんです。実際に一キロ三百五十一円の関税を払って日本に米を輸出するあるいは輸入する人はおりません。それは形式的な次元で話になると思っています。非常に関税額が高い、だからそれを払って実際に米の貿易をする人はいない。ですから、実質的には自

由化ではございませぬ。高い関税が、日本にしてみれば、自由な輸入をそれは抑えているという格好になるわけです。ですから、今までの政府による輸入制限にかわって高い関税が国境措置になっている、当然それが続くといいと思っております。

それから、第二点の御指摘は、削減率の世界になっていくと、これは冷静に考えればおっしゃるとおりだと思っております。これは削減率の世界になっていきます。次期の交渉でもって削減率がどうなるのかということになっていくわけですね。現行のWTO協定、ウルグアイ・ラウンド合意ですと年二・五%ずつ下がっていくという格好です。

これは極めて低い削減率なんです。現実的な、漸進的な削減だと言っているかと思っております。次期の交渉で、これは次期の交渉の方針ですから、ここでの問題じゃないと思っておりますけれども、当然、我が国はEUなどと連携しまして前回のウルグアイ・ラウンドと同じように現実的で漸進的な削減という立場で最終的な交渉をやっていくと思っております。

私は、現行の二・五%の削減率が達成されればいいんじゃないだろうかと思っております。そうすれば、徐々に下がっていくかと思っております。二十二年か三十年という極めて長期の期間にわたって関税が国境保護機能を果たしていくことになるわけですね。そういう世界に我々は入ったのだし、それは先ほど全中の高野さんの方からもお話があったんですけども、当面大変厳しい選択ではあります。それはもう関税化に移行する以外にはない。これは当然そういう選択をせざるを得ないと思っております。

その後はもう数字の世界ですから、全力を挙げて我が国がこの削減率というものを現実的であるべく低いものにしていくという、その交渉を成功させていくということに、またそのための国際的な連携なり我が国の論議の構築にかかわると言っていると思っております。
○谷本巖君 それで、先生、たまたま内外価格差

が米の場合には大きいから一定期間、米の輸入を阻止する防波堤になり得る、それは確かにそのとおりなんです。問題は、相手国もありませんけれども、肝心なのは日本政府だ。未来永劫にわたって今の政権が続くとは限らない、かわっていきますよ。ですから、そういう意味じゃ関税化というのは私は両面あると思うんです。きちっと守る政府があるうちは一定期間守れる。ところが、逆の政府ができ上がっちゃいますと関税化というのが日本の米作農業を滅ぼす武器になっていくんです。二つの側面を持つているという問題があるということ。

もう一つ、きょうは先生がおいでになつてから先生のお考えを伺っておきたいんですが、そうでなくとも今グローバルスタンダードの時代なんです。これはもう先生に申し上げると釈迦に説法になりますけれども、それは物から金から情報から労働力まですべてを自由化していきましよう、そして大競争の時代をやつて地球経済の一元化をするというのが巨大なる多国籍企業の戦略目標になつておりますね。

日本の経済体制も漸次そういう方向へ今組みかえられつてあります。そして、さらにはOECDの議論でいえば、それは多国籍投資協定、多国籍企業を主に国家の機能を従属させるという恐るべきああいう協議までがアメリカ等によつてなされてきているという経過もあります。それだけの状況であるだけに、私は関税化に移す場合にはしっかりと国民的議論をやる、そして合意をつくる、そのことを抜きにしてやりますとえらいことになつていきはしないかという不安を私どもの党は感じていまして、その点どうでしょうか。

○参考人(服部信司君) 三つあると思うんです。最初の、それは主体が日本で、一番の大本とは政府だ、政府の考え方がいかによつてはそれはわからぬと、それはもう理論的にはそうなんです。ただ、現実的問題からいまして、現在の日本に存在している政党の中であつておっしゃられるようなことが起こるとは私はとても想定し得ませ

ん。仮に政権がかわるにしても、スタンスが変わるとは思えないんです。

それから、第二点ですけども、グローバルスタンダード。農業の国際世界のグローバルスタンダードは、それはカット協定です。あるいは現在のWTO協定です。それが農業の国際世界の具体的なグローバルスタンダードですね。協定という形でもってそれは具体的に明文化をされています。デファクトスタンダードというのはないんです。金融の世界とかほかの世界のような。WTO協定という形でもって具体的な国際協定の形をとっているのが農業の場合のグローバルスタンダードだろうと思つていいと思つてます。

そのWTO協定の中には、ちよつとこれは立ち入りませけれども、例えば国内保護の削減に関して、削減を免除する、こういう国内保護政策はとも構わないという、いわゆる緑の政策もWTO協定では規定しているわけですね。ですから、WTO協定が何か非常に我が国の農業にとつて一〇〇%外圧だということじゃないんです。いわばその中には、前回の七年半の交渉で、これは時の政府の努力、時の農業団体の努力があつて、そういうものが緑の政策というふうな形で反映されているんですね。あるいはその他、かなりたくさん柔軟措置の中には含まれてあります。それも前回の交渉の中でいろいろな働きかけの成果だと私は思つています。それが農業のグローバルスタンダードであるWTO協定の中にそういうものもかなり入つていっているわけだから、次回の交渉では、そういう緑の政策等を全面的に維持するなり拡充するなりという橋頭堡を使う形でもって交渉していくことも可能じゃないのかと。

だから、一般的な意味でのグローバルスタンダードと農業の場合ではちよつとそこところが違うというところを理解する必要もあるんじゃないでしょうかと思つています。

○谷本眞君 ところで、全中の高野さんに伺いたいのです。とにかく私は、関税化の論理では高率関税の維持は不可能だと思つています。これは高野さん

が違つた考え方をもちだつたら言つていただきたい。

結局、残る手は何なのかというところ、関税化とは全く違つた新しいルールづくり、例えば日本の水田を緑のボックスに入れるというののも一つの要求でしょう。あるいはまた、WTO協定の中で新たに食料安全保障ボックスをつくれという提案をしていくことも一つでしょう。いろいろなことを考えることができる。

そういう問題提起をしながら、一つには、世界の家族農業団体、アメリカを含めて、それからまた環境団体、市民団体、私どもと同じような意見の人たちがいっぱいいるわけだ。そういう人たちと共闘を可能とする要求づくり、これをまずやる必要があるのではないかと一つ。

それからもう一つは、とにかく怖いのは、どういふ場合であつても国内の世論が分裂することです。ウルグアイ・ラウンドの場合には見事に経団連など財界の皆さんに足をすくわれませんでした。その失敗を今度は繰り返さないようにしなきゃなりません、どうすればいいのかと。

私は、経済界の問題でいえば、前回のときにこつちのアクレス腫になつたのは、地方財界から固めて中央財界を攻めるといふ、これをやり切れなかつた。確かに自治体は決議をしてくれましたよ。ところが、そのところは手薄だつた。そういったような点等々も含めた運動が大事になつてくると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○参考人(高野博君) 高率関税の維持について案を議論だけはやつていけないという御指摘は確かにそうだと思いますが、WTO協定自体に次期交渉は「改革過程の継続」と表現されております。「改革過程の継続」という表現の中に、自由化の一層の推進という意味が入つていまして、事実でございまして。しかし同時に、非貿易的関心事項に対する配慮という内容が入つていまして、私どもは、そこに依拠しながら、農業の多面的な役割、食料安全保障の確立、食料主権の主張というものを掲げて次期交渉に積極的に改革の提案をしてい

きたいと。

守ろう守ろうでは守れないと思つております。前回の交渉がそういうことをよく示していると思つています。我々が我々の要求をどんどん提案しなれば守るものも守れないと考へていまして、そういう姿勢で交渉していきたくないと考へてい

るわけでございます。いずれにしても、それを実現するためには国論の統一が必要だということ御指摘のとおりでございます。私どもは、基本法という法律の形で国内の世論が統一できるのを一生懸命努力もしましたし、ある意味では待つていたわけでございます。前回、三度の国会決議をしていただきましたけれども、今回は三回の国会決議はございませぬが、国内を中心に食料を確保していくという、法律という形で国民合意が形成されるというところに来ていまして、私どもはこれは非常に大きな国内世論統一の根拠だと考へてい

るわけでございます。そうはいいまして、財界に対する働きかけが不十分だということ御指摘はそれとおりでございまして、全県に基本法のとくと同じように県内の協議機関をつくりまして、この問題を透明性を持つて議論して、意見の一致するところは一致する方向で見つけ出して、そういう努力を早急に粘り強くやりたいと考へております。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。もう既にそれぞれ御質問が出ておまして、私の聞くとこつちすべて各先生方がお聞きになつたので、違う角度からお尋ねしたいと思つています。

もう既に、現場では、減反政策のぎりぎりというか、耐え切れない状況まで至つておる。生産調整をクリアしていない県も出てきておるという状況の中で、今回、この関税化の話が出てきたわけでありまして。急遽、どちらかというところ私自身も非常に短期間にこの問題が議論されて、短期間のうちに処理されたということに対して、まだ不完全燃焼的なのが単協にも生産者の中にもあるのは事実であります。

守ろう守ろうでは守れないと思つております。前回の交渉がそういうことをよく示していると思つています。我々が我々の要求をどんどん提案しなれば守るものも守れないと考へていまして、そういう姿勢で交渉していきたくないと考へてい

それはそれとして、関税化も、そういう数量が〇・八減ると同時に、二〇〇一年へ向けてのWTO交渉に高関税を維持していく、それに望みを託すというのが今の農業者の実態ではなからうかなというふうな思いです。

そんな中で、高関税が本来にわたって維持できるのかというところが焦点であるわけですが、先ほどからもいろいろ話が出ておりますように、新たな協定のルールというものを全中としては改革していくという観点の中で、精神的に取り組んでいるというお話がありました。どのような協定のルールというものを全中として議論されておられるのか、その一端でもお聞かせいただければと思います。

○参考人(高野博君) 次期交渉で要求してほしいというものを我々の立場からどうまとめるのかと。それは先ほど申し上げましたように目下、議論中でございますし、結論まで到達しておりませんが、幾つか難しい問題もござります。

例えば、このミニマムアクセスの仕組み、これの放棄を要求するという一番強い意見も組織の中にはござります。しかし、それだけけるのかと、本当に。気持ちとしては気持ちいいんだけど、大丈夫なのかという意見もござりまして、これは本当に悩ましいといいますが、難しい議論だと思っております。

しかし、現状を、ミニマムアクセスをさらに我々の立場で改革しますといいますが、改善するといふか、そういうことを要求していくというのとはこれはもう一致した気持ちでござりまして、そこをどういう理屈で組み立てていくのかというところが難しいなと思っております。

私どもの考えの筋道というのは、ぎりぎりのところまで食料の自給率が落ち込んでいる我が国の状況を前提にして、ほかの輸出は非常に高いじゃないか、我々はもう最低まで自給率が落ち込んでいんだと。そういう中で、国民合意でこれだけは国内でつくるという法律までできるんだ

と。そういうものを国民は必要としているんだから、それを実現するために展開される経営安定対策とか価格政策とか中山間地のいろんな所得補償策とか、そういうものは緑の政策で認めてもらいたい、そういう要求をして攻めていきたいというのが私どもの考え方の方向でござります。それをもう少し国際的にも通りやすい肉づけとか、そういうものをしながら具体的な要求にまとめなくちゃいけないな。しかもまた、消費者の方々の御意見も聞かなきゃいけないなということ、今後汗をかいていきたいと思っております。

○阿曾田清君 輸入国あるいは輸出国それぞれ事情もあるし、私が考えますには、今どちらかというと輸出国の方が非常に通っているんじゃないかな。やっぱり輸入国の実態というものが強く打ち出して、まさにフェアな貿易というものが行われるべきだろうというふうに思っています。

そういう討議をむしろ広く国民に、あるいは一生産者までおろして議論をやっていくと初めは私は国民の合意形成ができていくだろうというふうに思っています。その努力が全中の仕事だと思えますし、今から早急に取り組まなければ、とてもじゃないけれども、また間に合わないというようなことになったときに、国論を二分するような形になつてしまわないとも限らない。ですから、もう二分できないような合意形成へ向けての運動を展開するその旗頭が全中だと思っております。その点よろしくお願ひいたします。

一方、甲斐参考人に尋ねたいと思います。年々、米の消費が減っております。食生活の多様化ということからくることでもありましようが、我が国でとれる穀物である米が消費されない。どんどん海外から入ってきている小麦が主食に使われてしまっている。そういうようなことで、むしろ消費者団体の中において食料安保という観点から、日本国民は米を消費していこうという国民運動を展開していただくことが減反政策と

いうものも緩和させていくことになりましよし、また米のよさというのを見直される形によつて食料そのものの政策というのをもたよみが見えなくなるというふうな思っています。御意見をいただきたいと思います。

○参考人(甲斐参考人) その点につきましては、私も先ほど申し上げましたように、日本型食生活の見直しという形で私どもの、私なんかはまた古い人間ですが、通ってきた食生活をやはり継承していくという事はとても大事な事です。核家族とかいろいろ住み方が変わりましたので、そういうことが伝わっていかない状態になってます。子供のときからの教育の中に、自分たちの体をつくっているものはどこから来て、どうやってつくられたものを食べているんだ、今、頭脳教育が盛んでござりますけれども、まず体があつて考える人間があるのだから、食の教育というのも大事な事かな、何らかの形で文部省とかそういうところとも一緒にやっていったらいいんじゃないかなというふうに私は考えております。

米の問題ですけれども、これはやはり米だけに頼らなくなつてきている、そうすると日本の備蓄は今、米ですけれども、日本をまわつていっているのではないかと、いろんな問題があります。だから、輸入に頼っている作物に転換していこうという試みもなされることになっております。

今度の農業基本法の見直しの中でいろいろな意見が出し尽くされました。今度それは政策の場に移っているわけです。その基本計画を立てますときに、法というのにはできないものではなくて、いかに使ひこなしていくかということが一番重要な問題です。使ひやすくなければいけないわけですが、基本計画をお練りになるのは政策の場に移されております。そこで、法をつくったときの精神を曲げないで各部署におろしていったらいいか、それを私はぜひお願ひします。それと、予算の足りないときですから、優先順位をどうつけるのか。それこそ大事な予算を効率よくどう使っていくのかというところを、既得権とか何

とかということじゃなくて、御指導をさせていただきたいなというふうに思っています。

○石井一二君 十二時を過ぎまして、私の胃袋がお米を食べたい、こう申しておりますので、二、三お伺いをしたいと思います。

私は極めて知識が浅うございますので、諸先生方に若干御発言の中からお教えたいただきたいと思ひます。

まず、服部先生ですが、豪州の主張というのあなた個人として異議があると。例えば、フィッシャー貿易相の不満はWTO協定に不満を言っているのと同じだ、論拠がない、こういう趣旨だつたと思ひますが、あなたがおっしゃるのだからそれは正しいはずであります。ただ、私が考えますのに、例えばコシヒカリ、ひとめぼれ、いろんな米が日本にあります。それぞれ生産量があります。その生産量を皆案分比例して、日本の米価というものを算定して、それで差額を計算した場合にどうなるかという論理になつた場合、や高い米と輸入米とを比べたら高い関税を作為的につくつておるといふのが諸外国、特にこの場合は豪州の私は論拠だと思ひます。これはあなたの論拠とはちよつと違つたわけですね。少なくとも一國の代表がWTOというふうな公の場で、議事録が世界じゅうに回るといふときに、全く理論的根拠もないのに間違いだといふことは言わないと思ひます。

だから、そういう面、このあなたの書いているペーパーに関連して、私の申したこと比べ

て、あなたの御意見を改めて伺っておきたい。
○参考人(服部信司君) WTO協定の附属書に、特別適用国が関税化に移行する場合の関税額の算定に関する具体的な手順の規定が書いてあるんです。一つは、私ここに書きましたけれども、輸入価格と代表的な卸売価格の差を計算して、その差を関税額に置きかえていくということなんです。

今おっしゃられました質問との関係でいいますと、代表的な国内の卸売価格ということが問題になってくるわけです。これは基準年というのがありまして、それは前回の交渉が始まった八六年から最初の三年間です。八六年―八八年、今から十年ぐらいい前ですけども、このころの当時の代表的な卸売価格をとるべしとなっています。これは現在ではありません。当時の代表的な卸売価格というのと、当時は上米、中米、それから標準米ですか、三つのクラスに分けて卸売価格の統計がとられているんです。食糧庁の食糧管理年報というところにきちっと結果が載っています。

では、上米、中米、標準米の国内での出回り量がどうかというのと、上米が圧倒的に当時は多いんです。これは六四％です。だから、上米をとるところが代表的な卸売価格をとるところというところ、まさに適合するわけです。ですから、上米の価格がとられたということになると思うんです。その上米の価格と輸入価格の平均の差を計算して、それが一キロ三百五十一円になってくるという話でございます。

○石井一二君 だから、言葉じりじゃないですけども、それであれば算定方法はこうこうだからということの説明して納得させたいいいわけであって、WTO協定にオーストラリアが文句を言っているという表現が私は不穏当だ、そういうことを申し上げておるわけで、極めて失礼でございますが、おわびを申し上げておきます。

その次に、吉崎さん。私は、終戦直後三年ほど田舎に疎開しております。一生懸命田んぼも耕して、今は懐かしい思い出でございます。岡山県

ですが、その後もよく田舎へ行くたびに、特に中山間の農業というものがどのようなものかということを見ながら、一〇〇％あなたがおっしゃっているお気持ちをよく理解をいたしております。WTOの三分の二の賛成がないとルールを変えられないという中で、新しいルールを提案すべきだとおっしゃいましたけれども、あなたの新しいルールというのは具体的に何をお考えになっていきますか。ちよっとお聞かせいただきたい。

例えば、過半数は五〇％だから、三分の二を五〇％にせよということなのか。ちよっと御示唆いただければありがたいと思います。

○参考人(吉崎春治君) 私の考え方が当たるかどうかかわりませんが、まず日本は世界最大の穀物の輸入国です。輸入国というのは日本だけじゃないはずですよ。ヨーロッパにもいっぱいあります。いわば先進国の日本がなぜ全部、外国の食料や農産物に依拠しなきゃだめなのか、これが生産現場では一番心配なところなんです。

さつきちよっと言いましたけれども、結果として長年かけて畜産農家、例えば養鶏とか養豚とか……

○石井一二君 ルール、あなたの提案したいルールは、

○参考人(吉崎春治君) 新しいルール、日本はとにかく経済大国、二番目でしょう。その国が輸入の立場で、輸入国のリーダースhipをとって新しいそういう国のルール、新しいルールというのは、詳しいことについては私は勉強していませんからわかりませんが、それであつても自国の農業が、米だったら米でもいいんですけども、生産することが将来にわたって保証されるという、こういう制度がなければこれはだめだと思つています。

そういう点では、日本だけが二千四百万ヘクタールぐらゐの農地から穀物、飼料も含めて輸入しているわけです。国内の生産耕地面積はそんなに大きいものではないでしょう。五百万ヘクタールちよつとですよ。それを三〇％の減反でしよ

う。こんな耕作面積のところに自立できる農村社会がまずできるのかと、ここに危懼を抱くわけなんです。

そういう意味では、新しいルールを日本がとにかく主導権をとつていいと思いますか、リーダースhipをとつて、今何か話がありましたけど、NGOの関係とか環境団体とかいろいろなところと、やっぱり日本の国土、これを守るためには農業が大事なんだと新しい農業基本法の中にうたつてありますね。そういう点では……

○石井一二君 中身は、

○参考人(吉崎春治君) 新しいルール、そういう難しいことについては不勉強です。それを考えていただきたいというのが、日本政府にお願いしたいことです。

○石井一二君 もう一点あなたにお伺いします。直接補償制度を設けよとおっしゃいましたね。これは生活保護みたいな金をよこせということですか。

例えば、須藤さんが言われた四点に絞つてという中では中山間地域に絞つてというように限定されていましてけれども、あなたの場所はやや大きな平野なんじゃないかと私は思うんですが、このところももう少し詳しくお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○参考人(吉崎春治君) 農業用水の堤防敷とか排水路の堤防敷に枯れ葉剤がまかれていきます。これはそういう農業のないときはみんな手でやっただけです、今は機械もありますけれども、それは環境を守る意味から、水質汚濁を少なくするために、人力でやれば要はそういう農業に頼らない用水路、排水路の管理ができるということ。ここに、直接やっぱりそこに働く人に賃金を与えるとか、そういう形のものはず具体的には言えることだと思います。

私たちが土地改良で管理しておりますけれども、もつと自然を、環境を保持するためには現場で働くそこに直接的な手当があればという意味があります、まず一つには。

そして、農業を使わないということは非常に手間暇がかかるわけです。難儀するわけです。例えば、さつき言いましたように労力が不足をしている、そういうところではお年寄りにもやれることはやってもらおうじゃないかと、そういう点では、私たちのところの面積の農地を管理していくためには機械的にはできませんし、人手がどうしても必要です。そうすると、人手が少ないものから、極力、農業に頼る。

そういうところに、要は、安全なお米をつくるために私はそう言うんですけれども、そういうところにも労賃をきっちり見るような、直接補償をするような仕組み、このことを私は意味しているつもりです。

○石井一二君 甲斐さんにちよつとお伺いするんですが、この調査室がくれた資料を見ると、米の関税化が決まったときにあなたのコメントが出ていたわけですね。本来、消費者であれば、まあうれしいわ、安い米がたくさん入れればいいですねというようなコメントかなと思うんですが、安全、安心なものが入ってくるかどうか疑問だと、ちよつとおっしゃっていますね。

現在入ってきているミニマムアクセス米は約四分の三がアメリカ産ですね。あとほかの国もありませんが、そういうことを公に言うのと、これは国際問題にもなりかねない話ではあると。そういう中で、しかもこれは日本は今、人間が食べていますね。そういう意味も含めて、あなたの御議論をちよつと承りたいと思います。

○参考人(甲斐子君) 安全、安心ということ、ちよつと承りたいと思います。安全、安心ということ、ちよつと承りたいと思います。安全、安心ということ、ちよつと承りたいと思います。

それから、生鮮食品はなるべく時間をかけない、近場のものが、国内でも地場のものがないと思つてくるくらいですから、遠くから持ってきてくるには、こんなに交通が便利になりましたけれども、

ども、やはり何らかのポストハーベストとか後からの添加物が必要なような事態もあるかもしれないので、そういう意味においては。

それと、今アメリカからほとんどだとおっしゃいましたけれども、貿易率を見ますと米というのはすごく貿易率は小麦に比べて低いです、にわか勉強でございしますが。そして、輸出国は米国を除いたらやっぱり発展途上国です。そして、輸入国も同じく発展途上国が多いのです。

そういう中で、やはり発展途上国は政情もいろいろ不安ですし、モンズンだとか気候的にも今大変ダメージを受けているところが多いものですから、そういうことも考えますと、やはりさきにも申しましたとおり、何しろ主食になるものは自国で、穀物は自国で、日本だけじゃないです、どこの国も自立を助けるようなお互いにそういうつき合いをしていくことが大事。もし何かあったときに、一たん緩急あるときは助け合いは人類愛で必要ですけれども、自国で賄うことが私はメインだと思っております。安全ということは見えるということですよ。

○石井一二君 わかりました。結構です。終わります。

○委員長(野間勉君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

平成十一年四月九日印刷

平成十一年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K